

WellnessBeauty With

会員規約

第一章

第1条 適用

この利用規約は（以下「本規約」と言います）は、「WellnessBeauty With／ウェルネスビューティー ウイズ」（以下「本施設」）と言います）に適用されます。

第2条 運営主体

本施設は、株式会社 ウイズ（以下「当社」と言います）が運営管理の主体となります。

第3条 目的

本施設は、会員が本施設を利用することにより会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティーづくりに寄与することを目的としております。

第二章 会員

第4条 会員制度

- （1）本施設は会員制による女性専用の施設です。
- （2）本施設に入会を希望される方は、入会申込手続きを行い当社の承認を経てから、会員規約等の諸契約を締結することにより本施設への入会が認められ、本施設の諸設備を利用することができます。

第5条 予約制度

本施設は施設利用の安全と円滑化を図るため、施設利用は原則的に予約制とします。予約時間、予約方法は別途定めます。

第6条 会員 QRコード（会員システム）および会員カード

- （1）本施設は会員に対し、会員 QRコードを発行します。QRコードは会員情報照会及びチェックイン、物販購入等に利用します。
- （2）会員は本施設の利用に際しては、会員 QRコードを提示していただきます。なお、スマホや携帯等 QRコード利用できる端末をお持ちでない方などを対象としまして、QRコードが記載された会員カードの発行をさせていただきます。
- （3）会員 QRコードおよび会員カードは会員本人のみが利用でき、第三者に貸与・譲渡することはできません。
- （4）会員 QRコードの消失、会員カードの紛失等の場合には、速やかに本施設にその旨を連絡してください。

第7条 会員資格

(1) 本施設の会員は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- ①年齢満 16 歳以上で日本国籍を有する、あるいは日本在住の女性 ※未成年は親の承諾が必要
- ②本施設の趣旨に賛同し本規約その他の当社が定める運営管理に関する規則を守れる方
- ③健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられてない方。(妊娠されている方は、妊娠中の入会はできません)
- ④心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
- ⑤合理的な理由に基づき、本施設が実施するカウンセリングやメディカルチェック等により設備利用に支障がないと判断された方。
- ⑥刺青（ファッションタトゥーを含む）がある方は、施設利用時は他のお客様へ配慮し、隠すことに承諾いただける方
- ⑦本人および家族が、38 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力関係団体、暴力団関係者、暴力団標榜右翼等、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」）ではない方およびそのように称さない方。
- ⑧違法薬物を保持・使用していない方
- ⑨刃物や火薬などの危険物を持ち込まれない方
- ⑩酒気を帯びた状態で利用されない方
- ⑪施設の利用に相応しい社会常識を有する方
- ⑫施設あるは当社の運営する他施設を除名等の処分を受けたことのない方

(2) 前項の要件を一項目でも喪失した場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第8条 入会手続き

- (1) 本施設の会員となることを希望される方は、申し込み手続きを行い、当社が定める入会金、事務手数料を納入していただきます。又、原則として本施設利用の会員システムをご利用頂きます。
- (2) ご入会の際は 2 ヶ月分の月会費を前納し、原則は口座振替またはクレジットカード決済にてお支払いいただきます。※当月分は日割り計算となります。
- (3) ご入会時に適用したキャンペーン期間中に休会などの申し出があった場合でも、キャンペーン価格及び期間の延長はいたしません。
- (4) 未成年者のご入会の場合にご入会の際に法定代理人（親権者その他）の方の同意書が必要になります。

第9条 入会金等

本施設の入会金、月会費、事務手数料等については、別途に定めます。

第9条 入会金等

- (1) 本施設の会員でない方は、体験レッスンまたは指定されたレッスン内の体験枠として受講することができます。ただし、一レッスンにつきお一人様につき 1 回限りとさせていただきます。2 回目以降のご利用には入会手続きが必要となります。なお、体験レッスンの受講料は、キャンペーンなどによりお支払いいただく諸費用が変更される場合がございます。

- (2) 体験レッスンは予約制です。予約方法は、メール、電話またはWEBによるものとします。なお、予約の申込なく窓口にいってしまった場合には、1レッスンの定員などの関係で、可能な場合のみ体験レッスンを受けられる場合があります。
- (3) 体験レッスンができる方は、第7条に準ずる方といたします。
- (4) 体験レッスンではなく、本施設の見学を希望する場合でも、原則事前の予約をお願いいたします。

第11条 レッスンスケジュール

当社は、本施設のコースごとにレッスンの時間・インストラクターの氏名・コースレベル・内容などを定め、レッスンスケジュールとしてWEB上に公表します。ただし、インストラクターの体調不良などやむを得ない場合は、会員への告知なく、予定されていたインストラクターやレッスンのレベル・内容などが変更されることがあります。

第12条 予約キャンセル及び費用

- (1) 本施設は予約制の施設ですので、予約後の無断キャンセルはご遠慮ください。
- (2) キャンセルの方法あるいはキャンセルに伴う費用については別途に定めます。

第13条 契約内容の変更

入会時の契約内容を変更する場合は、変更希望月の当月10日までに(10日が定休日の場合は前営業日までに)店舗にて指定の手続きを行うことによって変更することができます。

ただし、ご入会時に適用したキャンペーンの種類によっては変更が出来ない期間があります。

第14条 休会

- (1) 会員が休会を希望する場合、会員本人が希望する休会月の当月の10日まで(10日が定休日の場合は前営業日までに)に登録店舗にて指定の手続きをお願いいたします。原則は登録店舗にご来店の上での手続きが必要となりますが、会員様本人が入院等で来店出来ない場合には、委任状による代理の方のお手続きも可能です。
- (2) 休会は1回の届出手続きで、6か月間まで休会可能とし、休会期間経過後の口座振替及びクレジットカード決済の再開は自動的に行います。休会中は休会手数料として毎月2,200円(税別)を口座振替またはクレジットカード決済でお支払いいただきます。
なお、休会を延長する場合には、上記(1)の手続きを再度行う必要があります。
- (3) 本条の休会手続きが完了しない場合は休会扱いとなりませんので、本施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。

第15条 退会

- (1) 会員は本人が希望する退会月の当月の10日(10日が登録店舗休業日の場合はその前の営業日)までに登録店舗にて指定の手続きが必要となります。
- (2) 会員は希望する退会月の末日をもって退会するものとします。
なお、退会月までの月会費については全額のお支払いをいただきます。
- (3) 本条の退会手続きが完了しない場合は会員資格が存続しますので、本施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。

第 16 条 会費の返金

- (1) 会員は入会申込時の登録内容に変更があった場合、本人の責任で速やかに指定の手続きを行うものとします。
- (2) 当社および当施設から会員への個別の通知及び連絡は、登録された会員情報の連絡情報に基づき行われるものとします。

第 18 条 解約

当社が、会員を本施設会員として不適当であると判断した場合には、当社は当該会員に対して会員資格の解約を求めることができます。

第 19 条 除名等

- (1) 会員が下記の項目のいずれかに該当する場合には、当社の判断により当該会員を除名とすることができます。

なお、除名された元会員は、以後本施設および当社が運営する他施設の会員登録および体験レッスン利用はできません。

- ①入会にあたり登録した内容に虚偽の申告をしたとき
- ②本規約（特に禁止行為）、規則、その他当社の定めた事項、に反する行為があったとき
- ③会員・本クラブ従業員に対する迷惑行為及び当クラブ内における宗教活動・営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブの秩序を乱し、又は本施設の名誉・品位を著しく傷つけた場合
- ④他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- ⑤本施設の会員として相応しくないと判断した場合
- ⑥当社からの催告にもかかわらず、月額会費を3カ月分滞納又は滞納期間が3ヶ月間を経過し、且つ、会員継続、支払いの意思が確認できない場合
- ⑦その他、本条に類する行為を行った場合

- (2) 会費を1ヶ月未納した場合は本施設を利用することができません。その場合お支払い完了までは会員資格が停止となり本施設の利用はできません。

第 20 条 会員資格の変動

- (1) 会員資格は当該会員本人の一身に専属するものであり、如何なる場合でも第三者に承継・貸与は出来ません。
- (2) 下記の項目のいずれかに該当する場合は、会員資格は喪失します。
なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときになります。

- ①所定の手続きにより会員が退会した場合
- ②会員が解約された場合
- ③会員が除名された場合
- ④会員が死亡した場合
- ⑤経営上の重大な理由により本施設を閉鎖する場合

第三章 運営

第 21 条 運営管理

- (1) 当社は、次の各号に基づき、本施設の運営管理をおこないます。
- ①本施設の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
 - ②会員は本施設の運営管理について、社会常識の範囲内で希望や意見を述べることはできますが、過度な要求や関与をすることはできません。
 - ③当社は施設の利用など運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。
 - ④会員及び体験レッスン希望者は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約その他の当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。
- (2) 運営主体が変わる場合には、あらかじめ会員に情報を提供するとともに会員に不利益とならないように努めます。

第 22 条 健康管理

- (1) 会員は本施設の利用に際し、自らの責任において健康管理を行うものとします。
- (2) 会員は健康状態に異常が生じた時は、本施設に報告のうえ、利用の可否についての判断を行うものとします。
- (3) 会員は、グループレッスン受講に際し、レッスンの進行に支障をきたさないよう自らの健康状態を十分に管理するものとします。進行に支障を来す、又は想定される場合は、本施設のインストラクターやスタッフより、受講をお断りする場合があります。

第 23 条 安全管理

- (1) 会員は、本施設のインストラクターやスタッフ、あるいは本施設で定められた利用案内などの指示に従い、安全に本施設を利用するものとします。
- (2) 会員は、本施設の利用する場合には、本人および周囲の方の安全に配慮して利用するものとします。

第 24 条 体験レッスン

体験レッスンや見学など、入会を希望する方は本施設を利用することができます。その場合、本規約および利用案内等を遵守して頂きます。

第 25 条 禁止行為

本施設内およびその周辺における会員による以下の行為を固く禁止します。

- ①酒気や違法薬物を帯びての入館および利用
- ②営利非営利を問わず、一切の勧誘・販売・寄付依頼・アンケート調査およびこれらに類する行為
- ③賭博などの違法行為や過度な競争行為
- ④危険物の持ち込み
- ⑤暴力行為や威嚇行為あるいは強要行為
- ⑥故意に大声を発する、大音を生ずる、振動を生ずる、設備を破壊する、あるいはこれらに類するなどの公共のマナーに反する迷惑行為
- ⑦痴漢、覗き、露出、盗撮等の違法行為や迷惑行為
- ⑧ストーカーあるいはこれに類する行為
- ⑨他人および本施設および当社に関する誹謗中傷行為

- ⑩愛玩動物の持ち込み
- ⑪施設等への落書きあるいは設備・備品の設置
- ⑫設備・備品の持ち去り
- ⑬設備・備品の設定の変更（照明や空調、音響等を含むがこれに限らない）
- ⑭利用可能場所以外への立ち入り
- ⑮会員および体験レッスン希望者以外の同伴行為
- ⑯所定の場所以外での飲食・喫煙
- ⑰許可なく本施設内で撮影や録音をすること
- ⑱当社および提携施設のスタッフおよび関係者に対する退職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他これらに類する行為
- ⑲インストラクターおよびスタッフの指示に反する行為
- ⑳本施設への不当不合理な要求あるいは本施設運営への妨害行為
- ㉑その他、本施設の目的にそぐわない行為

第 26 条 入場禁止等

当社は、会員が下記の各項目のいずれかに該当する場合には当該会員の本施設への入館を禁止とする、あるいは入館後でも退館させることができるものとします。

- ①禁止行為に該当する場合
- ②集団感染をするおそれのある感染症に罹患している、あるいはその可能性が高い場合
- ③運動をするのには不適當な病気・怪我をしている場合
- ④本人確認あるいは会員確認ができない場合
- ⑤当施設の許可を得ない、又保護者の同意を得ない 16 歳以下の方の場合

第 27 条 損害賠償

- (1) 本施設の設備利用に起因して人的・物的事故が生じ、当社に当該事故の帰責事由が存在する場合、当社は法に則して適正な範囲での損害賠償の責任を負います。
- (2) 会員が本施設内で第三者へ損害を与えた場合、当該会員は第三者に対する損害賠償の責任を負います。

第 28 条 盗難

本施設内への会員の持ち込み物については会員の責任により保管・管理をお願いいたします。保管場所の破壊等、明らかに会員に帰責しない事由による盗難の場合は、当社より所管の警察署に届け出ることとします。

第 29 条 紛失等

- (1) 会員が本施設を利用した際の紛失物については、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 忘れ物・放置物につきましては、一定期間（一か月）保管ののちに所管の警察署に届け出ますが、腐敗あるいは感染等のおそれにより衛生安全管理上、不適切と判断した場合には廃棄等適時処理いたします。

第 30 条 営業日および時間

営業日および営業時間については本施設が定めて会員管理システムおよび館内に掲示します。

第 31 条 休業日

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業できるものとします。
- ① 年末年始の休業日、休館日
 - ② 施設の補修、保守、点検又は改修をする場合
 - ③ 当社の主催するイベントなどにより当社が必要とする場合
 - ④ 施設運営において当社が必要と判断した場合
- (2) 前項に該当し可能な場合、当社は事前に会員管理システムあるいは館内掲示にてその旨を公表します。
- (3) 1 項に起因して会員その他の第三者に損害が発生しても、当社に帰責事由がない場合には、損害賠償責任を負わないものとします。

第 32 条 利用制限等

- (1) 下記の各項目のいずれかに該当する場合には、本施設の全部あるいは一部の閉鎖、もしくは営業日時の変更を行う場合があります。
- ① 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導・依頼を受けたとき
 - ② 天災地変その他不可抗力の事態が発生したとき
 - ③ 著しい社会情勢の変化が生じたとき
 - ④ 法令に基づく点検、改善および必要な施設改修があるとき
 - ⑤ その他やむを得ない事由があるとき
- (2) 前項に該当し可能な場合、当社は事前に会員管理システムあるいは館内掲示にてその旨を公表します。
- (3) 1 項に起因して会員その他の第三者に損害が発生しても、当社に帰責事由がない場合には、損害賠償責任を負わないものとします。

第 33 条 免責事項

- (1) 下記の例のように、本施設および当社に帰責事由が存在しない会員の損害等に関しては、会員自己の責任をもってこれを解決して頂き、当社は関与しないものとします。
- ① 医師等の専門家の注意に反した施設利用による身体的疾患や精神的疾患の発生あるいは悪化
 - ② 当施設内における怪我、障害、持病の悪化、病気その他、健康状態の悪化
 - ③ 25 条、26 条に定める身体状況を隠蔽して利用した場合
 - ④ インストラクター、スタッフが正当な指導行為を行ったものの、会員が精神的、肉体的苦痛を生じた場合
 - ⑤ 会員同士の個人的な紛争等による怪我や精神的苦痛
 - ⑥ 会員本人に明らかに故意あるいは過失による事由がある場合
 - ⑦ その他これらに限定されない会員本人に事由がある場合
- (2) トレーニング開始時の効果目標は努力目標であり、本施設および当社が義務的に効果を保証するものではありません。

第四章 その他

第 34 条 施設の統廃合

- (1) 当社の経済的事情あるいは社会情勢により、本施設が廃止あるいは同種の他の施設と統合される場合があります。
- (2) 前項の場合、あらかじめ会員に情報を提供するとともに会員に不利益とならないように努めます。

第 35 条 個人情報保護

- (1) 当社は、プライバシーポリシーに基づき個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 当社は、内規で定める「個人情報保護規則」に基づき個人情報を厳格に管理いたします。

第 36 条 改訂

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合、本規約その他の当社が定める運営管理に関する規則の改訂を行うことができるものとします。
- (2) 当社は、必要に応じて入会金、事務手数料、会費、利用料、カード発行料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改訂することができます。
- (3) 改訂された規則は、館内掲示・会員システムなどにより告知されたときから効力を生ずるものとします。

第 37 条 権利帰属

本施設で行われるピラティスメソッドについては、ふりつけやノウハウなどの権利は当社に帰属しており、会員を含め第三者が業として同様類似のメソッドを行うことを禁止いたします。

第 38 条 反社会勢力の排除

本施設会員は、自己又は自己の代理人若しくは請負人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力と関与していると認められる関係を有すること。
- (6) 自己の役員、経営に実質的に関与している者、従業員、又はその他の関係者（会員と資本関係がある法人の関係者を含むが、これに限らない。）が反社会的勢力と関係を有すること。

第 39 条 準拠法

本施設は日本国内のサービス提供であり、本規約の成立・効力・履行および解釈については日本法を適用するものとします。

第 40 条 裁判管轄

- (1) 会員と当社に疑義または争いが生じた場合には誠意をもって協議いたします。
- (2) 前項にもかかわらず解決をしない場合には大阪地方裁判所あるいは大阪簡易裁判所を管轄裁判所とします。

附則 本規約は 2025 年 11 月 16 日より適用します

